

狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度 補助金申請の手引き

～令和8年度版～

■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局
耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社
(愛称：大阪市住まい公社)

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター4階5番窓口

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

営業時間 平日・土曜9:00~17:30/祝日10:00~17:00

休館日 火曜(祝日の場合は翌日)、日曜、祝日の翌日(月曜の場合は除く)、年末年始



目 次

1. 補助制度について	P.1
2. 補助申請できる方	
3. 補助対象となる建物の要件	
4. 補助等の内容	
5. 手続きの流れ	P.3
6. [①事前相談]に必要な書類	P.5
7. [②補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例	P.8
8. [③工事着工届]に必要な書類及び記入例	P.27
9. [④除却完了報告]に必要な書類及び記入例	P.29
10. [⑤補助金の請求]に必要な書類及び記入例	P.33
11. [補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例	P.35
12. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例	P.40
13. 対象エリア	P.44

1. 補助制度について

密集住宅市街地における防災性の向上を図るため、重点対策地区または対策地区において狭い道路に面する老朽木造住宅を解体する場合に要する費用の一部を補助する制度です。

2. 補助申請できる方

- ・補助対象となる老朽木造住宅の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）。ただし、建物所有者が複数いる場合は、他の建物所有者全員の承諾を得たものに限ります。
- ・土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下「土地所有権等を有する者」という）。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限ります。
- ・建物所有者又は土地所有権等を有する者の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限ります。

3. 補助対象となる老朽木造住宅の主な要件

- ・対象エリア内（P. 44、45 参照）の次の要件を満たす木造住宅

対象エリア	対策地区	重点対策地区
敷地が面する道路	幅員 4 m未満 の道路	幅員 6 m未満 の道路
	— かつ —	— かつ —
建築年	昭和 25 年以前	昭和 56 年 5 月 31 日以前

- ・上表の建築年以前に建てられた部分のみが補助の対象
- ・店舗や事務所等との併用住宅の場合は、床面積の 1 / 2 以上が住宅であること。
- ・敷地に面する道路の種別は次のとおり限定しています。
 - ▷対策地区…法第 42 条第 2 項、附則第 5 項に規定する道路
 - ▷重点対策地区…法第 42 条、附則第 5 項に規定する道路
- ・重点対策地区内で、次の各項は補助の対象となりません。
 - ▷昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築もしくは改築した部分
- ・解体後の用途は問いません。
 - 「法」とは…建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を指します。

4. 補助等の内容

<補助率・補助限度額>

対象エリア	対策地区	重点対策地区	
		下線部	二重下線部
補助率	1/2	4/5	2/3
補助限度額	戸建：105万円/戸 集合：80万円/戸	戸建：170万円/戸 集合：125万円/戸	戸建：100万円/棟 集合：200万円/棟
限度額単価	戸建・集合：2.7万円/m ²	戸建・集合：2.7万円/m ²	戸建：1.7万円/m ² 集合：1.5万円/m ²

<補助金の算定方法>

補助金は、次の①から③のうち、最も低い額（千円未満切捨）となります。

- ① 補助対象面積(※1)×限度額単価×補助率

※1…建物の固定資産(家屋)評価証明書での補助対象となる床面積の合計

- ② 補助対象となる見積金額（消費税抜）※2×補助率

※2…建物体費と整地費の見積の合計金額

- ③ 補助限度額

<補助金の算定例>

(例) 対策地区内で、補助対象面積 60 m²の戸建住宅を解体する場合

▷建物解体・整地費の見積金額が 200 万円と仮定

▷壁面補修費、屋内動産の撤去費や消費税等は、補助対象外となります。

【古い木造住宅の解体撤去】

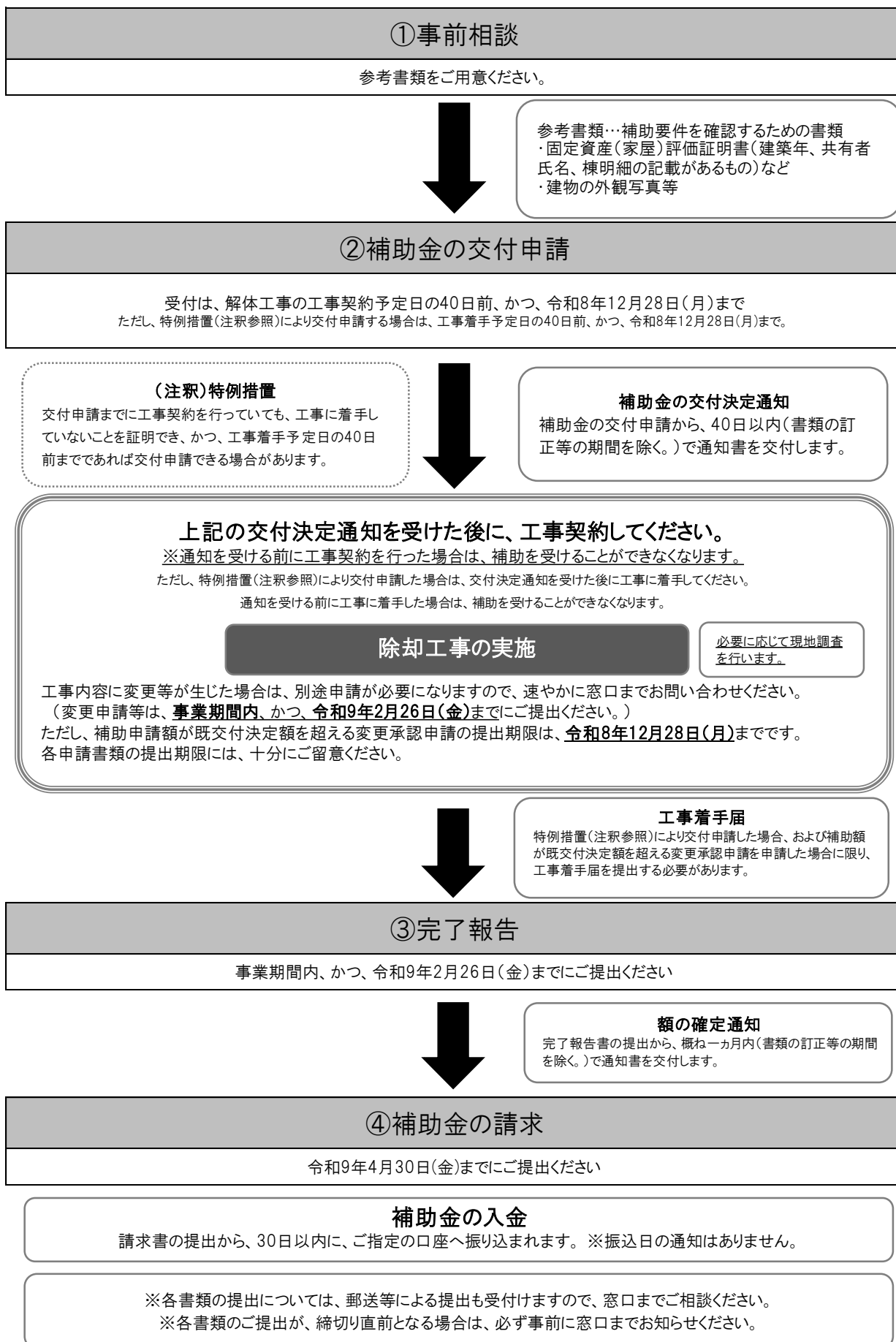
① $60 \text{ m}^2 \times 27,000 \text{ 円/m}^2 \times 1/2 = 810,000 \text{ 円}$

② 見積金額 200 万円 $\times 1/2 = 1,000,000 \text{ 円}$

③ 補助限度額 1,050,000 円

▶補助金は、①から③のうち、最も低い①の 810,000 円となります。

5. 手続きの流れ



(注意事項)

- (1) 補助金の交付を申請する前に除却工事の契約を行った場合、補助金を受けることができなくなります。ただし、既に工事契約を締結していても、工事に着手していないことを証明でき、かつ、工事着手までに十分な期間があるときは交付申請できる場合がありますので、別途ご相談ください。
- (2) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口(表紙記載)までご持参いただくか、メール等で事前の確認を受けたのち郵送してください。
- (3) 補助金の支払いは、除却工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、除却工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- (4) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (5) 申請書類に記入する場合は、黒インク又は黒ボールペン等で記入してください。
(鉛筆や消せるインクは使用しないでください。)
- (6) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則、訂正後のものに差しかえてください。

〔①事前相談〕に必要な書類

● 提出書類一覧

①事前相談 ◎:必須書類 ○:状況に応じて必要な書類		提出部数<1部>
1	◎ 建物写真	建物外観を撮影
2	◎ 固定資産(家屋)評価証明書	建築年次(昭和 56 年に建築されたものにあつては建築年月日)及び建物共有者・棟明細が確認できる公的書類(P.14 参照)
3	◎ 接道状況がわかる資料	現況道路が補助条件を満たしていると判断できるもの(P.6 参照)
4	○ 玄関写真	1 棟複数戸申請の場合 玄関の数がわかるもの
5	○ 間取り図	玄関写真が1枚に収まらない場合、店舗併用住宅の場合など 写真の撮影方向、玄関の位置がわかるもの

- ★ 玄関があり、界壁等で隔てられた独立した区画を1戸の住戸とします。
- ★ 1棟複数戸申請の場合①事前相談の際に申請可能戸数の審査にお時間をいただく場合があります
- ★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ★ 店舗・事務所等の用途を含む併用住宅の場合は、半分以上の床面積が住宅であることが要件となりますのでご注意ください。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

<注意事項>

- ・建物外観をわかりやすく写した写真を提出してください。

接道状況がわかる資料

● 現況道路が補助条件を満たしていると判断できる資料が必要です。

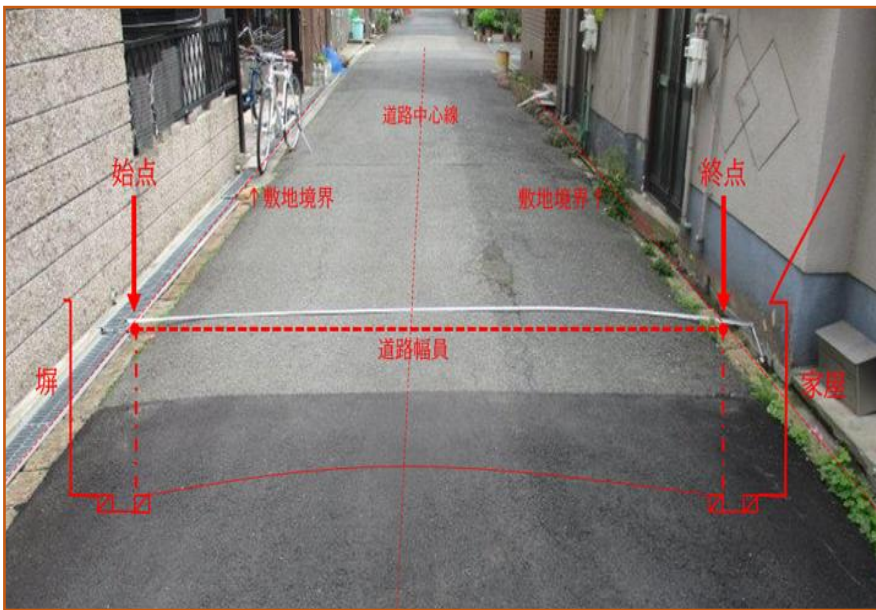
● 原則道路幅員を計測した写真を求めますが、
マップナビおおさか「道路台帳現況平面図」

(<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=92>)

で確認できる幅員が現況幅員である場合は、計測写真の代わりとして提出することができます。



<道路計測方法>



* 必ず道路全幅写真、始点写真、終点の3つの写真を撮影してください。

<補助制度における道路幅員の考え方>

境界石がある場合	境界石がなく側溝がある場合	境界石及び側溝がない場合
境界石の敷地側までが道路幅員	側溝の道路側までが道路幅員	塀や壁面の面までが道路幅員

★ 原則対策地区の場合 4m 未満、重点対策地区の場合 6m未満の道路に接している必要があります。

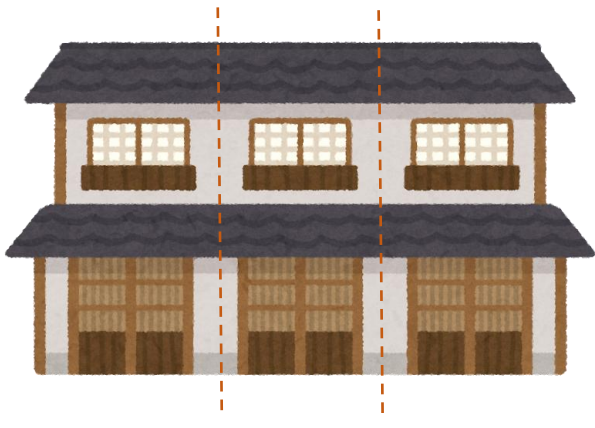

★ 道路に面していない敷地の場合はご相談ください。

★ 計測の際は車など周囲の状況に十分ご注意ください。

除却戸数がわかる資料

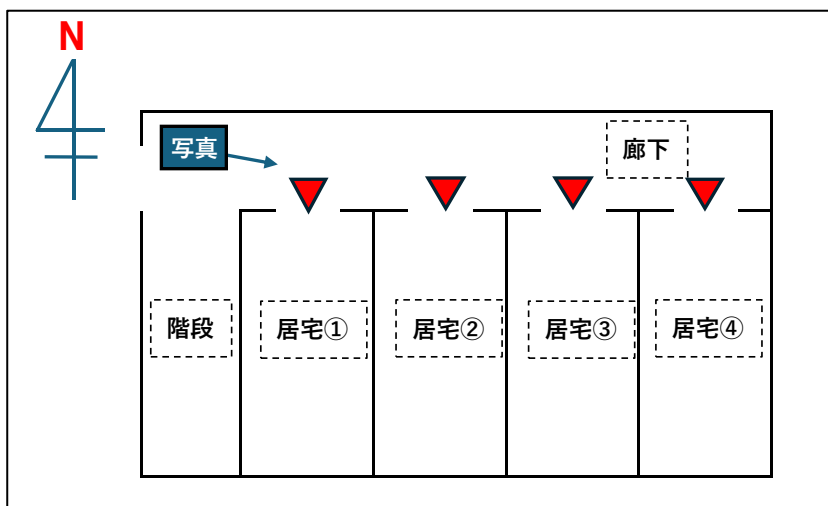
- 玄関があり、界壁等で隔てられ独立した区画を1戸と考えます。
 アパート、長屋などのように各住戸が独立している場合は、各区画ごとに1戸と考えます。
 ただし、建物の状況等を確認したうえで、戸数を確認します。

● 玄関写真

1枚の写真で戸数が <u>判断</u> できる場合	1枚の写真で戸数が <u>確認</u> できない場合
	
<ul style="list-style-type: none"> * 除却する住戸の<u>玄関数</u>が判断できること * 位置図に玄関写真撮影方向を記載してください 	<ul style="list-style-type: none"> * 除却する住戸の玄関数が判断できること * 位置図に玄関写真撮影方向を記載してください * 玄関写真に加え、玄関位置や戸数のわかる<u>間取り図</u>の提出が必要です

- ★ 1枚ですべての玄関が把握できない場合、居宅以外(店舗等)の部分がある場合、その他疑義がある場合は間取り図等の追加資料の提出を求めます。
- ★ その他各住戸の確認のため、ポスト、水道・ガスメーター等の写真を求める場合があります。

● 間取り図例



- ★ 玄関の位置、戸数が確認できる間取り図をご提出ください。
- ★ 間取り図の代わりに建築確認図面や固定資産税の家屋見取り図の写し等を提出することも可能です。
- ★ 間取り図・写真等で住戸数が判断できない場合、現地確認を行う場合があります。
- ★ 建物の用途(居宅、店舗、事務所など) を記載ください。

〔②補助金の交付申請〕に必要な書類及び記入例

● 受付期間

申請の受付期限は**令和8年12月28日(月)**です。

ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

● 提出書類一覧

②補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください		提出部数<2部>
1	補助金交付申請書	様式1		
2	委任状(代理人)			代理人を定める場合
3	補助事業者一覧	様式1-2		補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状を添付すること
4	委任状(代表申請者を除く全員)	様式1-3		
5	納税証明書(市民税、固定資産税及び都市計画税)			・補助事業者が複数の場合は全員にかかるもの ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員にかかるもの ・市民税が非課税の場合、課税(所得)証明書を添付すること ・交付要綱の別表2(2)に記載のもの
6	除却建物一覧	様式1-4		除却する建物全てを棟ごとに記入すること
7	固定資産(家屋)評価証明書			・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
8	登記事項証明書・登記簿謄本(建物) 法務局で発行を受けたもの			・申請に係る除却建物全てにかかるもの ・土地所有者が申請する場合は、加えて登記事項証明書・登記簿謄本(土地)を添付すること
9	承諾書(建物の除却について)	様式1-5-1		・建物所有者から承諾を得る場合 ・補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
		様式1-5-2		・土地所有権等を有する者から承諾を得る場合 ・補助事業者を除く土地所有権等を有する者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
10	位置図			除却する建物、敷地、狭あい道路等の位置等を示すこと
11	接道状況がわかる資料			現況道路幅員がわかるもの
12	除却建物の外観写真			1棟あたり2方向
13	誓約書	様式1-6		

14	交付申請額内訳書(対策地区)	様式1-7	集合住宅において除却戸数が複数の場合は、除却戸数がわかる資料を添付してください
15	交付申請額内訳書(重点対策地区のうち下線部分の区域)	様式1-8-1	
	交付申請額内訳書(重点対策地区のうち二重下線部分の区域)	様式1-8-2	
16	見積書	様式1-9	・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
17	工事に未着手であることを証する書類		・特例措置(3ページ参照)により補助金交付申請を行う場合
18	その他申請に必要と認める書類		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 提出部数は2部です。
- ★ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。
- ★ 建物所有者が死亡している場合で、法定相続人が補助事業者として交付申請する場合
法定相続人の全員を確認できる資料として、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本等及び法定相続人全員の戸籍謄本等の提出が必要となります。
- ★ 建物を購入、かつ、所有権移転登記を行わずに補助事業者となる場合
売買契約書と領収書の写しの提出が必要となります。
購入者が建物所有者として補助金交付申請ができますので、ご相談ください。
- ★ 公証役場で作成された公正証書遺言及び遺産分割協議書等がある場合には、建物所有権を確認する上で有効な書類となりますので、別途、ご相談ください。
- ★ 工事に未着手であることを証する書類とは、次のような書類です。
(参考例)
 - a. 工事現場を背景に公的関係書類(評価証明書等)及びその発行日付が見えるように撮影したもの
 - b. 工事現場を背景に新聞及びその発行日付が見えるように撮影したもの

など

※ 証明する際の公的関係書類や新聞の発行日は、工事契約日以降であること。

<<重点対策地区のうち二重下線部分の区域にある建物>>

重点対策地区のうち二重下線部分の区域にある建物が4m未満の道路に面している敷地の場合は、対策地区の要件で補助金を算定することができます。

②-3 補助事業者一覧（様式1-2）

記入例

＜複数の補助事業者で申請する場合＞

(様式1-2)

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄) 大阪 太郎	〒●●●●-●●●● 大阪市北区中之島1-3-20 TEL (●●) ●●●●-●●●●
梅田 次郎	〒●●●●-●●●● 大阪市北区扇町2-1-27 TEL (●●) ●●●●-●●●●
	〒 - TEL ()
補助事業者のうち、代表申請者以外の 氏名・住所・電話番号を記入	
代表申請者を除く全員の委任状(様式1-3)が、必要になります。	
	TEL () -
	〒 - TEL () -
	〒 - TEL () -
	〒 - TEL () -

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知らせください。

＜注意事項＞

- ・複数の補助事業者で、申請する場合に必要です。
- ・様式1-5-1 関連で、承諾されている方はここに氏名を記入する必要はありません。

②-4 委任状（様式1-3）

記入例

〈複数の補助事業者で申請する場合〉

(様式1-3)

令和 年 月 日

大阪市長

委任状

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として 大阪 太郎 氏 に委任いたします。

代表申請者の氏名を記入

補助事業者一覧(様式1-2)のうち、代表申請者を除く申請者全員の委任状が必要になります。

補助事業者

住所 〒●●●-●●●●
大阪市北区扇町2-1-27

氏名 梅田 次郎

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

②-5 納税証明書

市税の課税額、納付済額などを証明します。
(所得金額は、証明していません)

[証明書見本]

納税証明書

納税義務者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	氏名 (名称)	大阪 太郎				
番号	年度又は 事業年度等	税目	課税額	納付済額	未納額	うち納期限 未到来額
	1 令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以下	余白		
備考	空白					

前年度の証明書であり、未納額が0円もしくは
未納額＝納期限未到来額であること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 ○○ - ○○ 号
令和○○年○○月○○日

大阪市長

見本

<注意事項>

- ・市民税、固定資産税、都市計画税を確認できる納税証明書を提出してください。
- ・原則として、前年度の証明書が必要です。ただし、申請年度の証明書でも、未納額(納期限未到来分を含む)が0円の場合は認めます。
- ・原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

②-7 固定資産(家屋)評価証明書

固定資産評価証明書(サンプル)

家屋の評価額・相当税額などを証明します。

(証明書見本)

証明書(家屋)

所有者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号			
	氏名 (名称)	大阪 太郎	共有人数 外 1名		
家屋の所在 家屋番号		種類	構造	床面積 (㎡)	令和7年度価格 (円)
●●区●●1丁目●番地● 10		居宅	木・瓦・2 外 1棟	170.42	価格 ¥100,000
上記1行目の内訳 10					価格 ¥85,000
上記1行目の内訳 10		居宅	木・瓦・1	15.00	価格 15,000
		以下余白			

上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

備考	行内訳の価格は、価格相当額です。 共有物 持分2/3 氏名(名称)大阪 太郎 持分2/3 氏名(名称)梅田 次郎 持分1/3 1行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●号 2行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●号 1行目 昭和6年建築 2行目 昭和6年建築 3行目 昭和27年建築
	備考欄に以下の内容が記載されているものを提出してください。 ・共有者氏名(共有持分の場合) ・登記簿上の所在(登記簿と異なる場合) ・建築年

税証第 〇〇- 〇〇 号
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

大阪市長

見本

②-9 承諾書(建物の除却について) ※様式 1-5-1

(様式1-5-1) 記入例

令和 年 月 日

大阪 太郎 様
補助事業者の氏名 (申請する人)

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施すること事を承諾いたします。

記

固定資産 (家屋) 評価証明書をもとに記入

1 建物所在地	(地名地番) 大阪市 ●●	区 ●●●●丁目●番地●	(住居表示) 大阪市 ●●	区 ●●●●丁目●番●号
2 家屋番号	●●●●			
3 構造・階数	木 造		2 階建	
4 延床面積	170.42 ㎡			

補助事業者 (申請する人) を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要になります。

建物所有者
住所 〒●●●●●●●●
大阪市北区扇町 2-1-27

氏名 **梅田 次郎**

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

<注意事項>

- ・建物所有者が複数(共有名義)または法定相続人が複数いる場合で、承諾を受けた代表者による申請を行う場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者または法定相続人全員の「承諾書(実印)」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。
- ・配偶者または一親等内の親族が補助申請を行う場合は、建物所有者(複数人いる場合は全員)の承諾書(実印)と印鑑登録証明書が必要です。
- ・書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。
- ・(※)原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求められることがあります。

②-9 承諾書(建物の除却について) ※様式 1-5-2

(様式 1-5-2)

令和●●年●●月●●日

大阪 太郎 様

補助事業者の氏名(申請する人)

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私が所有権等を有する次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

登記簿(土地)をもとに記入

1 土地の所在地 大阪市 ●● 区 ●●●● ●丁目●番地●

2 地積 ●●●●●● m²

3 家屋番号 ●●●●

4 構造・階数 ●● 造 ●● 階建

5 延床面積 ●●●●●● m²

土地所有権等を有する者

住所 〒●●●●●●●●●●
●●市●●区●●●●●●

氏名 ●●●●●●

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

<注意事項>

- ・土地所有権等を有する者の配偶者または一親等内の親族が、補助申請を行う場合に提出が必要です。また、建物所有者(複数人いる場合は全員)の承諾書(実印)(様式 1-5-1)と印鑑登録証明書も必要になります。
- ・書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。
- ・(※)原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求められることがあります。

②-11 接道状況がわかる資料

参考書式

接道状況写真

撮影日： 令和8年4月1日

□計画敷地(地番) 大阪市北区中之島3丁目2番地1号
□申請者 大阪 太郎
□接道状況 東 法42条2項 現況 3.02 m

道路全幅写真

・計測中のメジャーの先端と後端が写っているもの

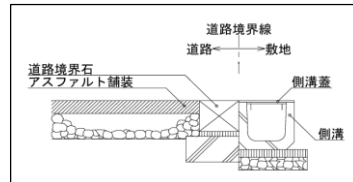
計測メジャー写真

・計測中のメジャーの先端(0m)がはっきりと写っているもの
・メートル部分もわかるもの
・境界石、壁面等道路との境界がわかる部分と一緒に写っていること

計測メジャー写真

・計測中のメジャーの後端が写っているもの
・メートル部分もわかるもの
・境界石、壁面等道路との境界がわかる部分と一緒に写っていること

【道路境界について】



【計測方法】



※境界石の道路側ではなく、敷地側で計測ください

<注意事項>

- ・原則対策地区の場合 4m 未満の道路、重点対策地区の場合 6m未満の道路に接している必要があります。
- ・計測方法については(P.6)をご確認ください
- ・マップナビおおさか「道路台帳現況平面図」

(<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=92>)

で確認できる幅員が現況幅員である場合は、計測写真の代わりとして提出することができます



②-13 誓約書（様式1-6）

記入例

（様式1-6）

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

住所 〒 ●●●●-●●●●
大阪市北区中之島1-3-20

氏名 大阪 太郎

（注）補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

<注意事項>

・補助事業者が複数の場合は、補助事業者全員の誓約書が必要になります。

②-14 交付申請額内訳書(対策地区)(様式1-7)

(様式1-7)

記入例

交付申請額内訳書
(対策地区)

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積(※1)
うち、補助対象面積	b	155.42 m ²	
補助率	c	1/2	
契約(見込)額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000 円	見積書の除却工事と整地工事の合計金額 または 見積書(様式1-9)の補助対象工事費合計欄の金額
補助対象経費による補助金の額	e	1,048 千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て 式に当てはめて算出する
補助限度額単価	f	27 千円	集合住宅: 27 千円 上記に該当しない住宅: 27 千円
補助対象面積による補助金の額	g	2,098 千円	$g = b \times f \times \text{除却戸数}$ 千円未満切り捨て 各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額		2 戸	除却戸数(※2)
	h	1,600 千円	集合住宅: 800 千円/戸 × 除却戸数 上記に該当しない住宅: 1,050 千円/戸
交付申請額	i	1,048 千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅において除却戸数が複数の場合は、除却戸数がわかる資料を添付してください。

(※3) 重点対策地区のうち二重下線部分の区域であって、第2条第4号に規定する敷地に該当する場合は、本様式により算定することができます。

<注意事項>

- ・対策地区内で除却する場合に使用します。
- ・複数戸申請の場合は除却戸数がわかる資料を添付してください

②-15 交付申請額内訳書(重点対策地区)(様式1-8-1)

(様式1-8-1)

記入例

交付申請額内訳書

(重点対策地区のうち下線部分の区域)

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積(※1)
うち、補助対象面積	b	155.42 m ²	
補助率	c	4/5	
契約(見込)額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000円	見積書の除却工事と整地工事の合計金額 または 見積書(様式1-9)の補助対象工事費合計欄の金額
補助対象経費による補助金の額	e	1,678千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て 式に当てはめて算出する
補助限度額単価	f	27千円	集合住宅: 27千円 上記に該当しない住宅: 27千円
補助対象面積による補助金の額	g	3,357千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て 各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額		2戸	除却戸数(※2)
	h	2,500千円	集合住宅: 1,250千円/戸 × 除却戸数 上記に該当しない住宅: 1,700千円/戸
交付申請額	i	1,678千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅において除却戸数が複数の場合は、除却戸数がわかる資料を添付してください。

<注意事項>

- ・重点対策地区のうち下線部分の区域で除却する場合に使用します。
- ・複数戸申請の場合は除却戸数がわかる資料を添付してください

②-15 交付申請額内訳書(重点対策地区)(様式1-8-2)

(様式1-8-2)

記入例

交付申請額内訳書

(重点対策地区のうち二重下線部分の区域)

算出項目	除却費等	備考
除却面積	a 170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積(※1)
うち、補助対象面積	b 155.42 m ²	
補助率	c 2/3	
契約(見込)額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d 2,300,000 円	見積書の除却工事と整地工事の合計金額 または 見積書(様式1-9)の補助対象工事費合計欄の金額
補助対象経費による補助金の額	e 1,398 千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て 式に当てはめて算出する
補助限度額単価	f 15 千円	集合住宅(※2): 15 千円 上記に該当しない住宅: 17 千円
補助対象面積による補助金の額	g 1,554 千円	$g = b \times f$ 千円未満切り捨て 各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額	h 2,000 千円	集合住宅(※2): 2,000 千円 上記に該当しない住宅: 1,000 千円
交付申請額	i 1,398 千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

(※3) 第2条第4号に規定する敷地に該当する場合は、対策地区として様式1-7により算定することができます。

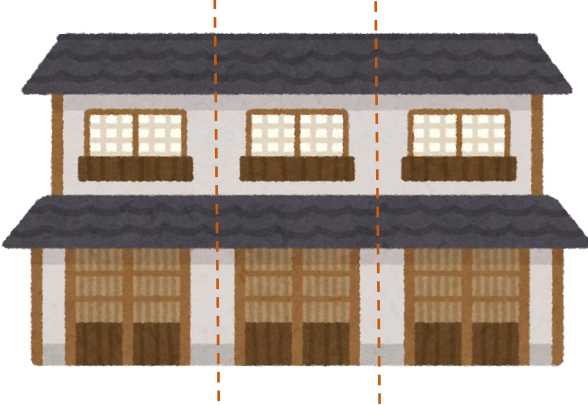

<注意事項>

- ・重点対策地区のうち二重下線部分の区域で除却する場合に使用します。
- ・複数戸申請の場合は除却戸数がわかる資料を添付してください

②-14、15 除却戸数がわかる資料

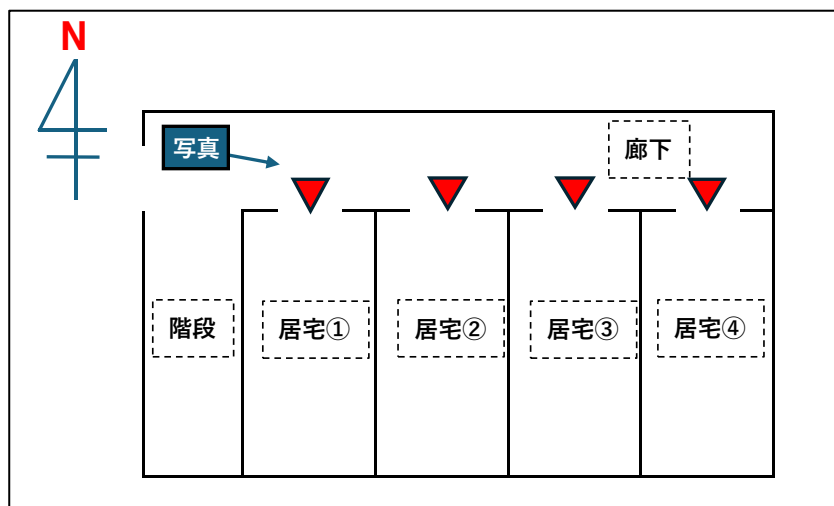
- 玄関があり、界壁等で隔てられ独立した区画を1戸と考えます。
アパート、長屋などのように各住戸が独立している場合は、各区画ごとに1戸と考えます。
ただし、建物の状況等を確認したうえで、戸数を確認します。

● 玄関写真

1枚の写真で戸数が <u>判断</u> できる場合	1枚の写真で戸数が <u>確認</u> できない場合
	
<ul style="list-style-type: none"> * 除却する住戸の<u>玄関数</u>が判断できること * 位置図に玄関写真撮影方向を記載ください 	<ul style="list-style-type: none"> * 除却する住戸の玄関数が判断できること * 位置図に玄関写真撮影方向を記載してください * 玄関写真に加え、玄関位置や戸数のわかる<u>間取り図</u>の提出が必要です

- ★ 1枚ですべての玄関が把握できない場合、居宅以外(店舗等)の部分がある場合、その他疑義がある場合は間取り図等の追加資料の提出を求めます。
- ★ その他各住戸の確認のため、ポスト、水道・ガスメーター等の写真を求める場合があります。

● 間取り図例



- ★ 玄関の位置、戸数が確認できる間取り図をご提出ください。
- ★ 間取り図の代わりに建築確認図面や固定資産税の家屋見取り図の写し等を提出することも可能です。
- ★ 間取り図・写真等で住戸数が判断できない場合、現地確認を行う場合があります。
- ★ 建物の用途(居宅、店舗、事務所など) を記載ください。

②-16 見積書(様式1-9)

(様式1-9)

令和 年 月 日

大阪 太郎 様

見積書

作成者

●●●会社
●●市●●区●●丁目●番●号
代表取締役 ●● ●●

工事場所 大阪市 ●● 区 ●●●● ●丁目●番●号

工事概要 木造 2階建 建物除却工事

地名地番、若しくは、住居表示の
どちらかを記入

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
除却工事及び整地工事				
建物除却	1	式	2,300,000	
整地				
諸経費				交付申請額内訳書のd欄へ転記
計			2,300,000	
屋内残存物処分、屋外工作物等除却工事、壁面補修等				
屋内残存物処分				
屋外工作物(塀・樹木)等除却	1	式	600,000	
壁面補修				
諸経費				
計			600,000	
合計(税抜)			2,900,000	
消費税			290,000	
契約見込額	合計(税込)		3,190,000	

<注意事項>

- ・補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更承認申請が必要となります。(P.36 参照)
- ・除却工事費のうち、仮設工事・諸経費・値引き等で補助対象費用と補助対象外費用の両方に係るものについては、それぞれの工事費用で按分して計上してください。

〔③工事着工届〕に必要な書類及び記入例

● 提出が必要となる工事

- ・特例措置により、補助金交付申請された工事

※特例措置…交付申請までに工事契約を行っており、工事に着手していないことを証明し、かつ、工事着手予定日の 40 日前までに交付申請したもの。

- ・補助金交付変更承認申請されたもののうち、変更申請額が既交付決定額を超える場合の当該変更部分の工事

● 提出時期

補助金交付決定通知書や補助金交付変更承認通知書の交付日以降に工事に着手された後、速やかに提出してください。

● 提出書類一覧

③工事着手届		提出部数<2部>	
1	工事着手届	様式2-1	
2	その他申請に必要と認める書類		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 提出部数は2部です。

③-1 工事着手届(様式 2-1)

(様式 2-1)

記入例

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)
電話番号

補助金交付決定通知書をもとに、
日付等を記入してください。

工事着手届

令和 年 月 日付で、大阪市指令都整 第 第 で (交付決定) 交付変更承認の通知を受けた事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第9条第2項又は第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

補助金の交付が決定された承認番号を記入

1 承認番号

●●●●-●●●●

2 除却計画敷地

(地名地番)
(住居表示)

大阪市
大阪市

●● 区
●● 区

●●●●●丁目●番地●
●●●●●丁目●番●号

除却工事を行う建物の地名地番

除却工事を行う建物の住居表示

3 工事着手日

令和 年 月 日

〔④除却完了報告〕に必要な書類及び記入例

● 提出期限

除却工事が完了しましたら、速やかに提出してください。(最終期限:令和9年2月26日(金)まで)

交付変更承認申請および廃止申請について

・補助金交付決定額が増減する場合や申請内容を変更する場合などは、交付変更承認申請が必要です。

・事業を止める場合は、廃止承認申請が必要です。

● 提出書類一覧

④除却完了報告		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	除却完了報告	様式 11		
2	除却整地工事請負契約書等の写し		契約日、契約者、契約金額、除却工事場所がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。	
3	完成写真		A4 サイズの台紙に貼付または印刷すること (土地の上に何も残っていない状態の写真)	
4	領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し(※) (但し書き欄に解体した建物の住所または地番と、「建物解体費用として」の文言を記載してください。)		領収書等遅延理由書を提出する場合、領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し(※)は、補助金請求の際に提出してください。	
★	除却整地工事変更請負契約書等の写し		契約後に補助金交付決定額を変更した場合	
★	その他申請に必要と認める書類			

(※) その他支払いを証明する書類について

工事請負契約の発注者(申請者)から請負者(施工業者)へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

【具体例】

*銀行窓口支払いの場合…送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)

*ATM支払の場合…ATM利用明細票の写し

*ネットバンキング支払の場合…振込み又は入出金を証する書類の写し

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ 提出部数は計2部です。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

★ 原本の写しに疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

<注意事項>

・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。

④-1 除却完了報告書（様式 11）

記入例

(様式 11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒 ●●●●-●●●●
大阪府大阪市北区中之島1-3-20
氏名 大阪 太郎

除却完了報告書

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所には○印を付ける。

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日付け

大都整密・大都整生
 ○ 大阪市指令都整密
 大阪市指令都整生

第●●号で

○ 補助金交付決定通知
 補助金交付変更承認通知

のあった補助事業が完了したので、大阪府民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

記

承認番号	●●●●-●●●●
除却計画敷地 (地名地番)	大阪市 ●● 区 ●●●● ●丁目●番地●
除却整地費契約金額	¥3,190,000円(税込) うち補助対象工事費 ¥2,097,558円(税抜)
補助金の交付決定額	¥●,●●●,●●●●円

交付申請額内訳書の $d \times (b/a)$

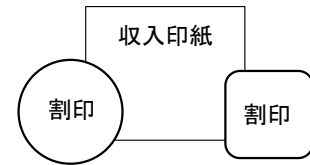
(注) 契約図書及び交付決定通知書の写しを添付してください

<注意事項>

- ・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、報告書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

■ 契約書について

【サンプル】



工事請負契約書

注文者 大阪 太郎 (以下「甲」という) と請負者 ㈱中之島建設 (以下「乙」という) は、この契約書により工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---------|---|----------------|
| 1 工 事 名 | 大阪様邸家屋解体工事 | |
| 2 工事場所 | 北区中之島1丁目1番地3 (地番) | |
| 3 工事内容 | 家屋解体工事 | |
| 4 構 造 | 木造●階建 | |
| 5 工 期 | 着手 | 令和●年●月●日 |
| | 完了 | 令和●年●月●日 (予定) |
| 6 請負金額 | ¥2,900,000 (税抜き) | ¥290,000 (消費税) |
| 7 支払方法 | | |
| 8 そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・残置物処分費、屋外造園工事撤去費は別途とする。 ・地中障害物撤去は別途とする。 ・その他については甲・乙協議とする。 | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和●年●月●日

交付決定日以降に契約してください。

ただし、特例措置(3ページ参照)により交付申請した場合を除きます。

甲(注文者) 住所 大阪市北区中之島1丁目2番3号
氏名 大阪 太郎



乙(請負者) 住所 大阪市北区中之島2丁目3番4号
氏名 ㈱中之島建設 代表取締役 梅田 太郎



<注意事項>

- ・宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・委任を受けた代表者が申請している場合は、代表申請者に委任している全ての共有者氏名を注文者欄にご記入ください。
- ・契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。
- ・契約書の訂正は、原本に直接訂正し、両者の押印が必要です。
- ・原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

④-4 領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し

【 サンプル 】

領 収 書		見本		No.	12345
大阪 太郎 様					
金 額	¥3,190,000-			内	
				消費税等	¥290,000-
但 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 (地番) 家屋解体工事費として					
上記の金額正に領収いたしました					
令和 〇 年 〇 月 〇 日					
現金	¥3,190,000-				
小切手					
手形					
相殺					
			株式会社〇〇〇	社 印	印 紙
			000-0000 大阪市〇区〇町〇番〇号		
			06-0000-0000		
割印					

<注意事項>

- ・宛名は補助事業者(申請者のフルネーム)としてください。
- ・様式 1-2 の補助事業者一覧で申請している場合は、宛て名に全ての補助事業者をご記入ください。
- ・但欄には、**除却工事場所と工事名**を明記してください。
- ・請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料(見積書等)も添付してください。
但し、補助金額が変更する場合は交付変更承認申請が必要になります。
- ・原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。
- ・領収書に加えて**支払いを証明する書類***の提出が必要です
- ・契約金額の支払いには振込手数料を含めないでください。

※支払いを証明する書類とは・・・

工事請負契約の発注者(申請者)から請負者(施工業者)へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類

確認事項：支払日、支払先(請負業者)、支払者(補助事業者)、支払金額

【具体例】

- *銀行窓口支払いの場合…送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)
- *ATM支払の場合…ATM利用明細票の写し
- *ネットバンキング支払の場合…振込み又は入出金を証する書類の写し

⑤補助金の請求] に必要な書類及び記入例

● 提出期限

額の確定通知書を受領した後、速やかに提出してください。(最終期限: 令和9年4月30日(金)まで)
 ※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

● 提出書類一覧

⑤補助金の請求		提出部数<2部>	
1	請求書		
★	その他申請に必要と認める書類		

★ 提出部数は計2部です。

★ 振り込みを希望する口座情報が確認できる資料(通帳のコピーなど)も提出してください。

確認事項: 金融機関名称、支店名称、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ含む)

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ30日以内にご指定の口座に振り込まれます。
(振込日の通知はありません。)

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。

原則として、正しく記載された請求書を再提出してください。ただし、請求印(補助事業者本人のもの)が押印されており、訂正箇所と同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。(再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。)

(捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。)

<注意事項>

請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。(下表参照)

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×

⑤-1 請求書（記入例）

記入例

請 求 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所 ●●市●●区●●丁目●番●号
氏 名 大阪 太郎

補助事業者の住所と氏名を記入

補助金の額の確定通知書をもとに金額及び承認番号を記入

次のとおり請求します。

金 額	内 容
¥●●●, ●●●円也	
	民間老朽住宅建替支援事業 狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金 (承認番号 ●●-●●●)

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号	指定口座
-------	------

債権者登録をされていない方は、こちらに✓印を付けて、各欄に必要な事項を記入
は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	●●●銀行	支 店 名 称	●●支店
預 金 種 別	●●	口 座 番 号	●●●●●●●●
フリガナ	オオサカ タロウ		
口座名義	大阪 太郎		

市記入欄には、何も書かないでください。

市記入欄		
記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳出	<input type="checkbox"/> 歳入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基金

<注意事項>

- ・振込先の金融機関は、補助事業者名義の口座を記入してください。
- ・指定口座のご記入の際は、誤りの無いようご確認をお願いします。
[ゆうちょ銀行の場合] 通帳1枚目を開いた下側に下記(例)のような【店名】【店番】等の記載のあるものに限りま。

(例) この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】四一八（読み ヨンイチハチ） → 【店番】418 【預金種目】普通預金 【口座番号】〇〇〇〇〇〇

「支店名」のところに「四一八」と記入してください。

- ・訂正印により訂正する場合は、補助事業者氏名の横に押印が必要です。サインでの訂正はできません。

[補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例

○工事中、補助金の交付申請内容を変更する必要が生じた場合は、補助金交付変更承認申請書が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要な場合もあります。

○ **変更の手続きが必要になる場合** (代表的な事例)

- ・用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間の変更
- ・補助金の額の変更
- ・その他、市長が必要と認める事項

上記に該当しながら変更の手続きを怠った場合、補助を受けられなくなる場合があります。

● **提出期限**

速やかに提出してください。(最終期限:令和9年2月26日(金)まで)

なお、**変更申請額が、既交付決定額を超える場合の提出期限は令和8年12月28日(月)までです。**

● **提出書類一覧**

補助金交付変更申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付変更承認申請書	様式 5		
2	交付申請内訳書 (補助金額の変更を伴う場合のみ提出)	様式 5-2	対策地区内で補助金額の変更を伴う場合のみ提出	
		様式 5-3-1	重点対策地区のうち下線部分の区域で補助金額の変更を伴う場合のみ提出	
		様式 5-3-2	重点対策地区のうち二重下線部分の区域で補助金額の変更を伴う場合のみ提出	
3	工事金額変更後の内訳書(見積書)写し (※)		工事金額が変更となったことにより交付変更を行う場合のみ提出	
4	変更承認に必要な書類等 (変更内容が確認できる書類等)			
5	変更部分の工事に未着手であることを証する書類		変更申請額が、既交付決定額を超える場合	
★	その他申請に必要と認める書類			

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ 提出部数は計2部です。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

(※) 原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

<注意事項>

・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。

補助金交付変更承認申請書(様式 5)

(記入例)

(様式 5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒 ●●●● ●●●●
大阪市北区中之島1-3-20
氏名 大阪 太郎

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所に○印を付ける。

補助金交付変更承認申請書

令和 ●年 ●月 ●日付け (大都整密・大都整生) 第 ●●号で (補助金交付決定通知)
(大阪市指令都整密) (補助金交付変更承認通知)
(大阪市指令都整生)

のあった補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第 1 項第 号の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

1 承認番号 ●●●● ●●●●

2 変更内容

ア. 補助事業の内容

変更する内容を記入 (例) 事業期間 (変更前) 令和 ●年 ●月 ●日～令和 ●年 ●月 ●日
(変更後) 令和 ●年 ●月 ●日～令和 ●年 ●月 ●日 など

イ. 交付変更申請額

既交付決定額	1,048,000	円
交付変更申請額	1,165,000	円
差引増△減額	117,000	円

申請額を変更する場合は、様式 5-2 もしくは様式 5-3-1, 5-3-2 をもとに額を記入

減額の場合は「△117,000 円」と記入

ウ. その他

3 変更理由

変更する理由を記入 (例) ・解体工事の着手時期が遅れたため。
・見積金額が上がったため。 など

<注意事項>

・書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

交付申請内訳書（様式 5-2）

（様式 5 - 2）

記入例

交付申請額内訳書
（対策地区）

算出項目		令和 ●年 ●月 ●日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積	a	170.42 m ²	170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※1）
うち、補助対象面積	b	155.42 m ²	155.42 m ²	
補助率	c	1 / 2		工事金額が変更になった場合
契約（見込）額のうち、 除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000 円	2,600,000 円	
補助対象経費による補助金の額	e	1,048 千円	1,185 千円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	27 千円		集合住宅：27 千円 上記に該当しない住宅：27 千円
補助対象面積による補助金の額	g	2,098 千円	2,098 千円	g = f × b 千円未満切り捨て 各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額		2 戸	2 戸	除却戸数（※2）
	h	1,600 千円	1,600 千円	集合住宅：800 千円 / 戸 × 除却戸数 上記に該当しない住宅：1,050 千円 / 戸
交付申請額	i	1,048 千円	1,185 千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

- （※1） 除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。
- （※2） 集合住宅において除却戸数が複数の場合は、除却戸数がわかる資料を添付してください。
- （※3） 重点対策地区のうち二重下線部分の区域であって、第2条第4号に規定する敷地に該当する場合は、本様式により算定することができます。

<注意事項>

- ・対策地区で補助金額の変更が伴う場合の様式です。
- ・書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

交付申請内訳書（様式 5-3-1）

（様式 5-3-1）

記入例

交付申請額内訳書

（重点対策地区のうち下線部分の区域）

算出項目		令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="3"/> 日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積	a	170.42 m ²	170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※1）
うち、補助対象面積	b	155.42 m ²	155.42 m ²	
補助率	c	4 / 5		工事金額が変更になった場合
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000 円	2,600,000 円	
補助対象経費による補助金の額	e	1,678 千円	1,896 千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	27 千円		集合住宅：27 千円 上記に該当しない住宅：27 千円
補助対象面積による補助金の額	g	3,357 千円	3,357 千円	$g = f \times b$ 千円未満切り捨て 各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額		2 戸	2 戸	除却戸数（※2）
	h	2,500 千円	2,500 千円	集合住宅：1,250 千円/戸×除却戸数 上記に該当しない住宅：1,700 千円/戸
交付申請額	i	1,678 千円	1,896 千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

（※1）除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

（※2）集合住宅において除却戸数が複数の場合は、除却戸数がわかる資料を添付してください。

<注意事項>

- ・重点対策地区のうち下線部分の区域で補助金額の変更が伴う場合の様式です。
- ・書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

交付申請内訳書（様式 5-3-2）

（様式 5-3-2）

記入例

交付申請額内訳書

（重点対策地区のうち二重下線部分の区域）

算出項目		令和 ●年●月●日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積	a	170.42 m ²	170.42 m ²	この補助事業の実施に伴い 除却する面積（※1）
うち、補助対象面積	b	155.42 m ²	155.42 m ²	
補助率	c	2 / 3		工事金額が変更になった場合
契約（見込）額のうち、 除却工事・整地工事にか かる費用	d	2,300,000 円	2,600,000 円	
補助対象経費による補 助金の額	e	1,398 千円	1,580 千円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	15 千円		集合住宅（※2）：15 千円 上記に該当しない住宅：17 千円
補助対象面積による補助 金の額	g	1,554 千円	1,554 千円	各々、いずれかを○印で囲む
補助限度額	h	2,000 千円		集合住宅（※2）：2,000 千円 上記に該当しない住宅：1,000 千円
交付申請額	i	1,398 千円	1,554 千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

（※1）除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、
除却面積がわかる資料を添付してください。

（※2）集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価
及び補助限度額となります。

（※3）第2条第4号に規定する敷地に該当する場合は、対策地区として様式5-2により算定
することができます。

<注意事項>

- ・重点対策地区のうち二重下線部分の区域で補助金額の変更が伴う場合の様式です。
- ・書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必
要です。

補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する(取りやめる)場合は、補助事業廃止承認申請の手続きが必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、お手続き願います。

● 提出期限

速やかに提出してください。(最終期限:令和9年2月26日(金)まで)

● 提出書類一覧

廃止承認申請		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>	
1	補助事業廃止承認申請書	様式7			

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は2部です。
- ★ ご提出いただいた書類は返却できませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、窓口へご相談ください。

補助事業廃止承認申請書(様式 7)

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒 ●●●-●●●●

大阪市北区中之島1-3-20

氏名 大阪 太郎

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所に○印を付ける。

補助事業廃止承認申請書

令和 ●年 ●月 ●日付け

大都整密・大都整生

大阪市指令都整密

大阪市指令都整生

第 ●●号で

補助金交付決定通知

補助金交付変更承認通知

のあった事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第 1 項第 4 号ウの規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 承認番号

●●●●-●●●●

2 除却計画敷地

(地名地番)

大阪市●● 区●●●●●丁目●番地●

3 廃止理由

廃止する理由を記入

(例)・計画の変更により解体を取り止めたため。

・○○により解体工事の着手が遅れ、事業期間内に完了できなくなったため。

など

(参考) 必要書類の取得方法について

【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 評価証明書交付申請書に必要な付記事項(共有者氏名・建築年・棟明細(合計と棟明細))にチェックして、窓口でお申し出ください。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

<登記事項証明書の発行できる窓口について>

(法務局HP) <https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書の発行】 下記(★)参照

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

(参考) 【住民票の発行】 下記(★)参照

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<住民票の写しの交付請求について>

(大阪市民政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

(★)…証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

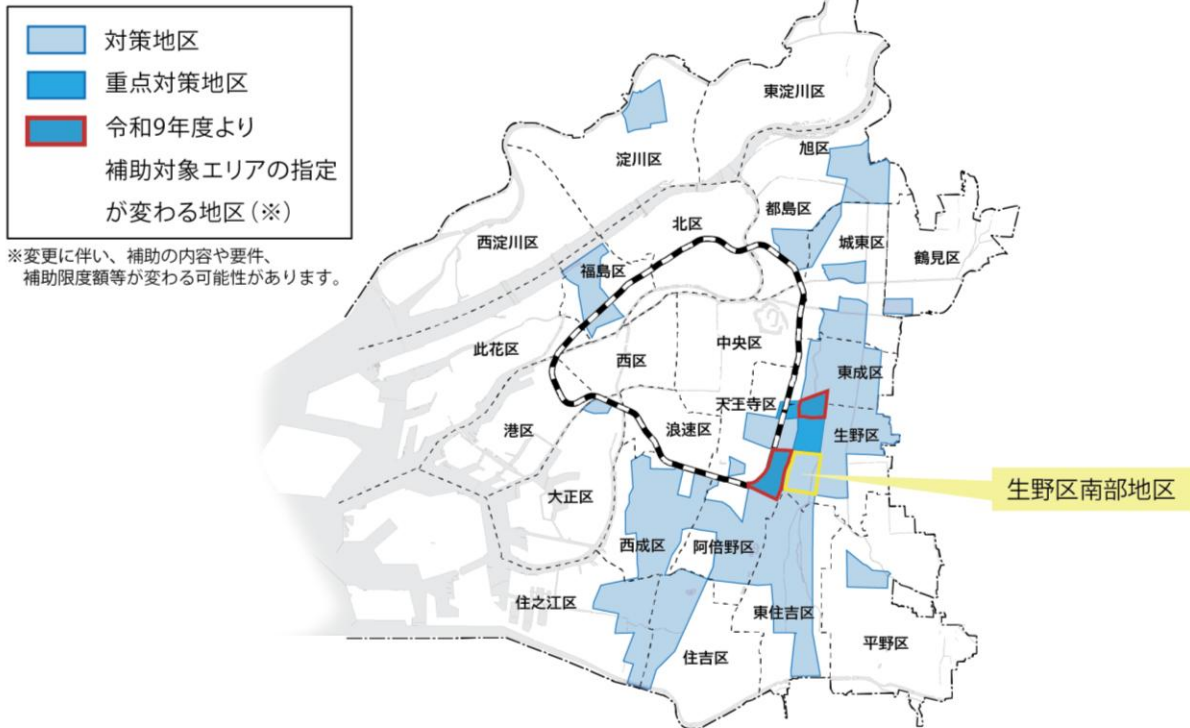
< 公的証明書等の有効期限 >

名称	有効期限等	備考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	<p>■ 令和8年3月31日までに証明書を発行した場合 → 令和7年度の証明書</p> <p>■ 令和8年4月1日以降に証明書を発行した場合 → 令和8年度の証明書</p> <p>前々年度のものとは認めません。</p>	<p>・ 令和8年度の固定資産(家屋)評価証明書は、令和8年4月1日から発行できます。</p> <p>・ 評価年度は令和8年度のものに限りますが、4月末日までの補助金申請に限り令和7年度の評価証明書を可とします。</p>
課税(所得)証明書	<p>■ 原則前年度(前々年中の所得)の証明書を求めます。</p> <p>例: 令和8年度申請の場合 → 令和7年度(令和6年中の所得)証明書</p>	
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	<p>■ 前年度(令和7年度)の証明車で、未納額=納期未到来額であるもの。</p> <p>原則交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの。ただし、未納額が0円の場合は除きます。</p>	<p>・ 税目や支払方法で(源泉徴収、口座振替、窓口支払等)により、納期限が異なります。</p> <p>また、納期限までに納めるべきものがすべて納めていただいても、支払後、概ね10日程度は支払いの確認ができない場合があります。</p> <p>・ 納税証明書は、市税の滞納がないことを確認します。</p>
	(法人市民税の場合) 直近の事業年度のもの	
戸籍謄本等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	建物所有者が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できるものがが必要です。(出生から死亡までの連続した戸籍謄本等)
印鑑登録証明書等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	承諾書等で、実印の押印を要する場合のみ必要です。

※ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求められることがあります。

補助対象エリア

対策地区および重点対策地区の位置図



下線なし:対策地区	下線あり:重点対策地区	下線あり、網かけあり:令和9年度より重点対策地区から対策地区に変わる地区
区名	町丁名	
淀川区	新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以东))、新高3丁目、西三国1~3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4~10番)、西宮原2丁目(2~6番)、西宮原3丁目、三国本町2~3丁目	
旭区	今市1~2丁目、大宮1丁目(2~7番、14~19番(市道(柳通)以北))、大宮2~4丁目、清水1~3丁目、新森1~5丁目、千林1~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12~14番(阪神高速守口線以东、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20~25番(阪神高速守口線以东))、中宮3丁目(13~17番(阪神高速守口線以东))、中宮4丁目(13~15番(阪神高速守口線以东))、森小路1~2丁目	
都島区	東野田町5丁目、都島中通1~3丁目、都島本通3~5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以东))、都島南通2丁目	
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目、玉川3丁目(3~11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2~24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1~4番)、吉野2~4丁目	
鶴見区	今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4~8番、17~21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6~33番(JR片町線(学研都市線)以北))	
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(4~6番(JRおおさか東線以东))、鳴野東3丁目、成育1丁目(1~3番(京阪本線以西))、成育3~5丁目、天王田、中浜1~3丁目、野江1丁目(1~11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2~4丁目、東中浜1~9丁目	
天王寺区	上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1~2丁目、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、真法院町、大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))、 <u>東上町</u> 、悲田院町(1~7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町	

区名	町丁名
東成区	大今里1～4丁目、大今里西1～2丁目、 大今里西3丁目 、大今里南1～5丁目、 大今里南6丁目(1～3番、6～8番、10～13番、15～18番、20～27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、 神路1丁目(7～15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2～4丁目、玉津1～2丁目、 玉津3丁目 、中道2丁目、中道4丁目、 中本1～5丁目、東今里1～3丁目、東小橋3丁目(15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))、東中本1～3丁目、 深江北1丁目(2～17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目
生野区	生野西1～4丁目 、勝山北1～2丁目、 勝山北3～5丁目 、 勝山南1～2丁目 、小路1～3丁目、小路東1～6丁目、 新今里1～7丁目、田島1～5丁目、巽北1～4丁目、巽西1～4丁目、鶴橋1～2丁目、 鶴橋3～5丁目 、中川1～6丁目、 中川西1丁目 、 中川西2～3丁目 、中川東1～2丁目、 林寺1丁目 、林寺2丁目(17番の一部、19～27番(生野線以南))、 林寺4丁目、林寺6丁目、桃谷1丁目、桃谷2丁目(1～4番、5番の一部、6～28番(生玉片江線以南))、 桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北)) 、 桃谷3～5丁目
生野区 南部地区	生野東1～4丁目、勝山南3～4丁目、舍利寺1～3丁目、林寺2丁目(1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、 林寺3丁目、林寺5丁目
大正区	三軒家西1丁目(5～27番(JR環状線以南))、三軒家西2～3丁目
阿倍野区	旭町1丁目(2～6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4～5丁目、 阿倍野元町(1～2番(木津川平野線(松虫通)以北))、王子町1～4丁目、共立通1～2丁目、三明明1～2丁目、 昭和町1～5丁目、 天王寺町北1丁目(1～5番、6番の一部、7～10番(天王寺吾彦線以東)) 、 天王寺町北2～3丁目 、 天王寺町南1丁目(1番) 、天王寺町南1丁目(2～7番)、 天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番) 、 天王寺町南2丁目(8～26番地)、 天王寺町南3丁目(1番) 、天王寺町南3丁目(4～12番)、長池町、 播磨町1丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、阪南町1～4丁目、 阪南町5丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1～3丁目、文の里1～4丁目、 松虫通1丁目(1～12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、 松虫通3丁目(1～4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1～2丁目、桃ヶ池町1～2丁目
西成区	旭1～3丁目、岸里1～3丁目、岸里東1～2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 北津守4丁目(1～2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2～8番、10～16番(尼崎平野線以南))、山王2～3丁目、 潮路1～2丁目、聖天下1～2丁目、千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、 太子1丁目(2番、3番、6～13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2～4番(堺筋線以東))、橋1～3丁目、 玉出中1～2丁目、玉出西1～2丁目、玉出東1丁目(1～11番(堺筋線(阪堺線)以西))、 玉出東2丁目(2～5番、10～15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 津守2丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守3丁目(1～3番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1～3丁目、 出城3丁目、天下茶屋1～3丁目、天下茶屋北1丁目(1～3番、5～6番(堺筋線以東))、天下茶屋東1～2丁目、長橋1～3丁目、 中開3丁目、梅南1～3丁目、花園北1丁目(2～10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、花園南1～2丁目、松1～3丁目、 南津守1丁目、南開2丁目
平野区	平野上町1～2丁目、平野東1～3丁目、平野本町1～5丁目
東住吉区	今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1～6丁目、杭全1～5丁目、 桑津1～5丁目、駒川1～5丁目、住道矢田1～4丁目、鷹合1～4丁目、田辺1～6丁目、照ヶ丘矢田1～4丁目、中野1丁目、 中野3丁目、西今川1～4丁目、針中野1～4丁目、東田辺1～3丁目、南田辺1丁目、山坂1～3丁目、湯里1～2丁目、 湯里4～5丁目
住吉区	上住吉1～2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1～3丁目、墨江1～4丁目、住吉1～2丁目、 千駄2丁目、帝塚山中1～5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2～14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2～4丁目、 帝塚山東1～5丁目、殿辻2丁目、長峽町、万代2～6丁目、東粉浜1～3丁目
住之江区	安立1～4丁目、粉浜1～3丁目、粉浜西1～3丁目、住之江1～3丁目、中加賀屋1～3丁目、 中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1～3丁目、 西加賀屋4丁目(1～3番、5～7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1～2丁目、 浜口西1～2丁目、浜口東1～3丁目、東加賀屋1～4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目